

第936回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和2年10月28日（水）午前10時

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員，佐浦委員

4 説明のため出席した者

小林理事兼教育次長，松本教育監兼教育次長，安住総務課長，大町教育企画室長，小幡福利課長，時枝教職員課長，千葉義務教育課長，遠藤参事兼高校教育課長，川村特別支援教育課長，浅野施設整備課長，鈴木スポーツ健康課長，嘉藤参事兼生涯学習課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午前10時01分

6 第935回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第936回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び小川委員を指名する。
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

伊東教育長 「7 議事」の第1議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。

秘密会とする案件については，「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

(1) 県立高等学校における物損事故に係る和解について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

県立高等学校における物損事故に係る和解について御報告申し上げます。資料は，1ページである。

事故の概要としては，令和2年5月25日に石巻高等学校において，職員が除草作業をしていたところ，草刈機の刃に接触した石が飛散し，相手方車両のリアガラスに直撃し損傷を与えたものである。なお，この事故による人的損害はなかった。この事故は，職員の公務中に発生した事故であり，相手方に過失が無いことから，県が相手方に損害の賠償を行うことが妥当であると判断し，相手方損害額の全額である379,540円を支払うこととして，和解が成立したところである。

この和解については，地方自治法第180条第1項の規定により，令和2年7月30日に知事による専決処分が行われ，9月議会において，当該専決処分の報告をしている。

なお，この相手方の人物は石巻高校の職員である。どこで除草作業が行われるか，駐車を避けるべきかといった連絡が校内において不徹底であったことから発生した事故であると考えている。今後，公務による作業時には，より一層安全を確保するよう注意喚起に努めてまいりたい。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 東 教 育 長 今回の事故を受けて、改めて安全対策等に係る注意喚起や情報共有の必要性を感じたところである。

10 専決処分報告

(1) 第375回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第375回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから6ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、9月9日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。

まず、予算議案であるが、資料3ページから5ページの「第375回宮城県議会提出予算議案」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、25億4,614万円を増額計上しようとするものである。「2 事業の概要」であるが、増額補正として、7月補正に続き県立高等学校の普通教室に空調設備を整備するために要する経費を追加計上するほか、県の休業要請に応じた県有体育施設及び婦人会館の指定管理者に対して利用制限等協力金を支給するための経費、また、県有社会教育施設及び体育施設の施設利用の再開に伴い、利用者の安全を確保するため、衛生資材の追加整備等に要する経費や、市町村立幼稚園等へ配布する衛生資材を学校設置者が一括購入する事業へ追加補助するための経費等を計上している。資料4ページから5ページを御覧願いたい。「3 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事務事業見直し」であるが、減額補正として、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民体育大会及び全国高等学校総合体育大会等の中止や事務事業の見直しに伴う経費等を計上するものである。資料5ページを御覧願いたい。「4 繰越事業」であるが、県立高等学校の普通教室へ空調設備を整備するために要する経費について、工事期間等の日数を確保するため、翌年度へ繰り越しするものである。

次に、予算外議案であるが、資料6ページ「第375回宮城県議会提出予算外議案提案の概要」を御覧願いたい。予算外議案のうち、条例議案であるが、議第146号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、令和元年東日本台風により被害を受けた者に係る入学者選抜手数料の免除の期間を延長するため、所要の改正を行おうとするものである。次に、条例外議案であるが、議第149号議案「財産の取得について」は、県立高等学校に整備するタブレット端末等のICT機器を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、9月10日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、予算議案及び予算外議案ともに、10月22日の県議会本会議において原案のとおり可決されたので、あわせて報告する。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 東 教 育 長 県立中学校及び特別支援学校の空調設備は既に設置されていたが、今回、県立高等学校への同設備整備について、7月議会に引き続き、9月議会で予算案が議決されたことにより、全ての高校へ設置することが可能となった。なるべく早期に設置できるよう取り組んでいきたい。

11 議事

第2号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は、2ページから10ページである。

資料10ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」については、令和3年度県立高等学校組織編制計画並びに平成31年度及び令和2年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴う所要の改正を行うものである。

「2 改正内容」であるが、まず、「(1) 令和3年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」及び「単位制による全日制の課程」に係る2校の学級減に係る組織編制計画の報告・公表については、7月に行ったところであるが、今回は県立高等学校の収容定員等を定めている宮城県立高等学校学則を一部改正し、大河原商業高校及び石巻北高校の新1年生の学級数をそれぞれ1学級減しようとするものである。(2)、(3)については、学年進行による2年生及び3年生分の学級数の変動である。「(2) 平成31年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」については、これまでに学級減を実施してきた石巻工業高校について、学年進行による第3学年の収容定員を変更するもの、また、仙台二華高校及び石巻北高校飯野川校について、学年進行により単位制に移行しようとするものである。「(3) 令和2年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」については、これまでに学級減を実施してきた泉館山高校等6校について、学年進行による第2学年の収容定員を変更するものである。

以上により、令和3年度の収容定員は9学級360人の減である。

なお、改正規則は令和3年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願いする。

(質 疑) (質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、11ページから16ページである。

資料16ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」については、令和3年度の県立特別支援学校高等部入学生徒募集に当たり、県立特別支援学校学則の収容定員を変更するものである。「2 改正内容」については、今年9月末現在における特別支援学校中学部及び中学校3年生の特別支援学校高等部への入学希望状況と、学校施設の受け入れ可能人数を踏まえて、第1学年の収容定員を変更するものである。あわせて、今年度の特別支援学校高等部の第1学年と第2学年の生徒について、学年進行による来年度の第2学年と第3学年の収容定員を変更しようとするものであり、ゴシック体で記載した光明支援学校ほか12校の収容定員を変更しようとするものである。

なお、改正規則は、令和3年4月1日から施行することとしている。

表の下の「合計」を見ると、来年度の第1学年の収容定員合計が442人となっているが、現在行っている特別支援学校等との情報交換の内容を踏まえると、実際には350人程度が志望するものと見込んでいる。しかし、16から19の高等学園については、例年、入学希望者が定員を超えて選考検査を行っており、不合格者は3から15までの支援学校を選択する可能性が高くなっている。その場合でも、生徒たちができる限りそれぞれの地域において進学先を決定することができるよう、定員に余裕を持たせている。今後も更に、各市町村教育委員会とも連携しながら教育相談を進めていく。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1.2 課長等報告

(1) 令和3年度宮城県公立学校教員採用候補者選考の結果について

(説明者：教職員課長)

令和3年度宮城県公立学校教員採用候補者選考の結果について御説明申し上げます。資料は、1ページから2ページである。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。第1次選考を7月18日に実施し、第2次選考を9月3日から5日及び10日から13日の7日間、実技試験を含め、総合教育センターと名取北高等学校を会場として実施した。今年度の選考試験の特徴として、資料の「2」に示した新型コロナウイルス感染症への対策、地域枠・英語枠・特別支援学校枠の継続、加点制度の継続・拡大、第1次選考の筆記試験免除である特別選考を行い、選考を実施した。第1次選考において基礎的な能力を評価した上で、第2次選考において人物重視の採用選考を行った結果、今年度は558人を名簿登載者とした。参考として、資料2ページには校種・職種・教科ごとの名簿登載者数を示している。

今年度の採用は、当初440人程度を予定していたが、現在県内の小中学校を中心として、欠員及び産育休等の代替講師が未配置となっている状況に対応するとともに、欠員講師の本務化を促進するため、採用予定者を120人程度増やした登載者とした。名簿登載者の中で、教職経験者特別選考が25.4%、他県等現職者特別選考が3.4%、前年度Cランクが13.6%の割合となっており、特別選考の一定の意味づけができ、また新卒者も含めバランスのとれた人材を名簿登載できたと考えている。

なお、大学院進学・在籍者の名簿登載猶予予定者については資料のとおりである。

今後の取組として、宮城県の教職員を目指す方への一助として、PR動画を作成するとともに、教員採用選考の情報等を教職員課ホームページより配信し、志願者の志を高めるため、広報活動を充実させて、来年度の出願者の確保につなげていきたいと考えている。

併せて、令和3年度4月採用予定者向けの情報交換会も予定しており、採用予定者への啓発も行っていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な配慮が必要な中での選考となったと思われる。受験者の中には手続き上のミスをしてしまった方がいたことなども耳にしており、今回の採用選考は例年とは異なる点が多く、非常に大変であったと思う。そのような状況の中で、これだけの人数を採用できたことに安堵しているが、一方で今年度の新任教員の中には、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、なかなか職場に馴染めなかった方や、体調を崩してしまった方もいたという話も聞いている。そういった点について、来年度採用となる教員についてはきちんと配慮していただきたい。また、最近は教員という仕事の魅力よりも大変さの方が発信されることが多く、更に今回の新型コロナウイルス感染症のようなことがあると、教員を志望する学生が減っているのではないかと感じている。是非、教員という仕事の魅力を伝えるよう努めていただきたい。

小川委員

最近では採用が決まった後に辞退する方が増えているという話を聞くが、今回、辞退の申し出はあったのか。また、例年に比べて増えているのか。増えているのであれば、教員としての魅力の発信という点で課題がある可能性があるし、他県と併願していた受験者が宮城県を辞退したとすれば、その課題も見えてくると思う。

教職員課長

辞退者については毎年一定数存在するが、増加傾向にあるわけではなく、年度ごとにばらつきがある状況である。他県出身者で、他県と本県を併願している方のうち、評価が高い方については、おそらく他県でも評価が高いため、合格した場合は地元での採用を選択されるのではないかとする場合もある。名簿登載者を決める際には、当然そういった点も加味しながら、実際に来年4月から本県で働いてくれる方の数よりも多めに採用の名簿登載をしているところであり、これは今年度に限らず行っている。その上で、今年度から新たに、想定以上に辞退者が出た場合には、今回名簿登載されなかった不合格の方の中で評価の高かった方、いわゆるCランクの方を追加合格させることでしっかりと補うことができるようにしている。先ほど齋藤委員の発言にもあったが、魅力を発信することについて、12月に開催する新規採用予定者を対象とした情報交換会も、開催をして終わりではなく、新任の教員が働きやすい環境を提供することや教員を育てていくことは重要な責務と考えているため、何か一つだけということではなく様々な手段

を通じて取組んでいきたい。

- 小川委員
教職員課長 実際には辞退された方の具体的な人数や割合、辞退する理由について把握しているか。昨年度については、名簿登載者の約8%であり、比較的多い割合であると考えている。辞退理由の多くは、他県で合格したことや民間企業を含めた他職を選択したというものである。おそらく、教師という仕事について、勤務環境のことを言われることが多いので、そういった点を懸念して民間企業や公務員の他職種を選ばれる方はいる。民間企業や公務員の他職種を選択するという見込みも加味して名簿登載者を決定している。
- 小川委員 宮城県を第1志望として考えている方と、第2志望として考えている方の志望動機は異なる。そういった部分はどうに把握されているのか。また、第2志望で受験したが、やはり宮城県で教員になることが魅力的だと転換できるようなことがあれば、アプローチの方法についても今後考えていく必要がある。なぜ辞退するのかという点は、直接聞くことは難しいかもしれないが、受験者の状況等から推定しながら分析を行っていき、是非とも優秀な人材が宮城県を受験していただけるような対策を取っていく必要があると感じる。
- 教職員課長 第2次選考については、集団討議、個人面接Ⅰ、個人面接Ⅱの3つの観点と教科の実技の内容で評価しているが、このうち個人面接Ⅱの中では、志望動機や他職種の意向などについて深く聞き取りつつ、優秀な方であれば惹き付けを行うことも含めて行っている。面接の中では、正直に「第2志望です」と言ってくれる方もいるが、「第1志望です」と言うものの、実際は違うだろうと思われる方もおり、受験者によって様々である。例えば出身地が他県で、その県で高校や大学を出ており、その県の教員採用試験を受けているという方は、おそらく来ていただけないだろうと想定しつつも、優秀な方であれば惹き付けを行うなど、面接の中で戦略的に行っている。
- 伊東教育長 よく分析するということが重要であるし、本人には直接確認することが難しいものであっても、大学側で学生の状況等を把握していることもあるかと思われるので、そういった部分も含めて情報収集しながら魅力発信に努めていかなければならないと感じている。
- 小川委員 現状を把握することの難しさはあるかと思うが、面接での受け答えだけを切り取るのではなく、宮城県の教員という仕事の魅力発信と辞退者数に因果関係があるのかを確かめてみてはどうか。積極的な魅力の発信が辞退者数の減少に効果があることが検証できれば、そういった部分にも力を入れていくこともより重要となるし、もし辞退者数に影響がないとなれば、発信の方法について工夫していかなければならない。辞退者数を減らし、本当に宮城県で働きたい人に受験してもらうにはどのような手法を用いると良いのかということを検証していくことも大切であると考えます。
- 松本教育監 一般論として、よくあるケースだが宮城県には大学がいくつかあるため、たまたま宮城県の大学に進学したのでそのまま宮城県を選択するという学生がいる。東北地区の各県は教員採用試験を同日に行っており、複数の県を受けることができないようになっていたため、東北地区の他県から宮城県の大学に来ている学生はいずれかの県を選択するかということになる。実は、本県を含め東北の各県においては特に小学校教員が不足しているため、「うちの県を受験してください」という声かけは各県が一生懸命にやっている。また、有り体に言うと仙台市教委と県教委で比べた場合、小学校教員は仙台市の方が受験者数は多いこともあり、非常に競争的な状況となっている。地元の大学の学生にも声をかけるし、地元から他県の大学に行っている学生にも声をかけているが、東北の各県と連携しながら採用試験を行っている面もあるため、それぞれがWin-Winの関係にならなければならぬし、仙台市とも良い関係を築いていかなければならぬしという状況の中で広報合戦をしているのが実情である。
- 教職員課長 先ほど辞退率について8%と申し上げたが、正しくは3%である。お詫び申し上げます。

千木良委員

先ほど齋藤委員の発言にもあったが、今年の新任教員は例年以上に大変だったのではないかと感じており、現場からもそういった声が聞こえてきている。大学等で学んできたことが、コロナ禍の現場では、役に立たなかったとまでは言わないものの、イメージとの間はかなりギャップがあったのではないかと思うので、そこをどうフォローしていくかが重要である。このコロナ禍では、教育の場面だけではなく、おそらく家庭生活全般が不安定になっている場合があるため、新任の教員がそういったことも把握した上で児童生徒だけでなく様々なことに対応するというのは、非常に難しいことだと感じる。今回採用となった方々も、大学等で学んできたことは多いものの、対面ではできないことがたくさんあったり、児童生徒の家庭にも配慮しなければならなかったりという状況になったときに、周囲がきちんとフォローしてストレスがかかりすぎないように配慮していかなければならないと感じる。そうすることで辞退者や着任後に心身に不調をきたしてしまう方を減らしていただきたい。

(2) 高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明者：高校教育課長)

高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。資料は、3ページから4ページである。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。まず、「1 新型コロナウイルス感染症に係る基本対応」であるが、受験生が感染症罹患者又は濃厚接触者と判定され、第一次募集に出願したものの、令和3年3月4日に実施する本試験を受験できない場合、中学校長からの追試験申請により、3段階の対応で受験機会を確保する。「(1) 第一次募集に出願した受験生が感染又は濃厚接触者に特定された場合」の表中、「イ」を御覧願いたい。感染症に罹患又は濃厚接触者と判定されても、本試験前日の時点で陰性が確認されており、退院又は待機解除された受験生については、本試験での受験であるが、「ロ」にあるように、本試験を受験できなかった場合でも、3月9日時点で陰性が確認され、退院又は待機解除された受験生については、追試験での受験である。次に、「ハ」を御覧願いたい。本試験及び追試験の両方が受験できなかった受験生については、3月21日までに陰性が確認され、退院又は待機解除された場合、3月22日に実施する第二次募集と同じ日程で、第一次募集に出願した高校を受験できることとしている。次に、「ニ」を御覧願いたい。3月22日までに陰性が確認できず、退院又は待機解除されない受験生がいた場合には、第一次募集で出願した高校において、調査書等による書類審査によって合否判定を行うこととしている。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「(2) 受験生の周囲で感染者が確認されたが、受験生は濃厚接触者ではない場合の対応」について御説明申し上げます。「イ 発熱等の症状がある場合」であるが、中学校長からの追試験申請がない場合は、本試験を別室で受験することとなるが、追試験申請がある場合は、追試験での対応である。「ロ 発熱等の症状がない場合」は、通常の実験となるが、「感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった場合には、当該中学校長と協議の上、当該受験生の別室受験を認めることとする。

次に、「2 受験会場である高等学校における対応」についてであるが、受験会場となる高校の生徒・教職員に感染者が出るなどの事態が生じた場合、試験会場を消毒するなどの対応が必要となるため、公立高等学校においては、本試験前日の3月3日は臨時休業として、生徒を登校させず、不測の事態に対応できるようにすることとしている。

なお、委員の皆様は、「令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項等」の冊子を配布資料としてお配りしているので、後ほど御覧願いたい。

本日、御報告した内容は現段階での対応であるため、今後も感染状況等を踏まえて、円滑な高等学校入学者選抜の実施に向けて準備を進めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

この新型コロナウイルス感染症への対応について、受験生や保護者等には、どのよう

に周知するのか。

高校教育課長

現在、各地区で行われている入試説明会や中学校及び高等学校の教員への説明時等において周知を図っている。また、ホームページへの掲載による周知も行っている。今後、説明会等であった質疑内容等も踏まえ、必要に応じて修正を加えていくことを検討している。

伊東教育長

基本的には、受験生や保護者への周知は学校を通じて行っており、併せてホームページでも周知している。

齋藤委員

ホームページでの周知も行っており、何か変更があった場合には同ページで示されるということであれば、保護者は学校経由でも情報が届くが、直接ホームページで情報を確認することも可能ということによいか。

高校教育課長

お見込みのとおりである。今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、対応を検討していかなければならないこともあるので、臨機応変に丁寧な対応を行ってまいりたい。

伊東教育長

様々なシミュレーションを行い、対策や対応を整理しているが、本番が近づいてくると状況が変わっている可能性もあるため、柔軟に対応してまいりたい。また、受験生や保護者に必要な情報がきちんと伝わるということも重要であるため、その部分にも力を入れてまいりたい。

(3) 令和2年度未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラムの開催について

(説明者：スポーツ健康課長)

令和2年度未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラムの開催について御説明申し上げます。資料は、5ページから6ページである。

資料5ページを御覧願いたい。県教育委員会では、学校安全教育の発展を図るため、平成27年度から東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センターと共催し、教職員、市町村教育委員会の担当者等を対象に、「未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム」を開催してきた。今年度は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、「地域と連携した安全・安心な地域づくり」をテーマに、学校と地域が連携した安全教育の3領域である災害安全・交通安全・生活安全に関するパネルディスカッションの様相を収録し、ウェブにより配信している。

パネルディスカッションは、志津川高等学校を会場に、宮城教育大学学長特別補佐特任教授 野澤 令照氏の進行のもと、各パネリストの皆様から、地域連携に関する体制整備や安全・安心な地域づくりに求められる若者の力について、大変参考となるお話をいただいた。当日は、教育委員会から小川委員、松本教育監にもパネリストとして御出席いただいた。学校防災、交通安全をはじめとする学校安全教育の推進に向けた大変貴重なお話をいただいた。このフォーラムの内容については、各学校で今後の取組の参考としていくため、10月から各圏域で行われている、各学校の防災主任を対象とした研修会での防災体制整備等に関する研修と関連した内容としている。また、このフォーラムは、震災後の本県の取組や今後の地域と連携した学校安全の構築のため、国内外の多くの方々にも広く視聴してもらえよう、積極的な周知に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

小川委員

このパネルディスカッションの動画を各学校の防災主任を対象とした研修会で活用されるとの説明であったが、実際にどのような形で使われるのか伺いたい。また、既にこの動画を用いて研修を行っている場合、どのような反響があったのか、情報があれば併せて伺いたい。

スポーツ健康課長

研修の参加者が当該動画を見て、内容についてディスカッションを行っていくことを想定しており、実際いくつかの研修で始めている。実は、県外の自治体から防災関係の研修会で動画を使用してほしいとの要望もあり、本県のみならず他県でも注目されて

小川委員 いるものと認識している。
今回はやむを得ず動画配信という形をとったとのことだが、他県からの反響等を踏まえると、研修の在り方そのものを変えていくことや他県との連携を取りながら学校安全を推進していくことも必要ではないかと感じた。

スポーツ健康課長 県内では、「宮城の安全教育総合推進ネットワーク会議」等で各地域との連携を図っており、更に県外の自治体や関係団体とも連携をとれる体制をとっている。今回はコロナ禍で動画配信という形をとったが、これをプラスに捉えながら、今後もこういった取組を広めていけるような体制づくりを検討してまいりたい。

課長等報告（その他）

義務教育課長 先日、文部科学省から「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表され、本県の状況についても公表したところである。本件については、現在、県独自で行っている長期欠席者に係る調査の結果についても分析中であるため、その結果も踏まえて来月の教育委員会定例会で御報告申し上げたい。

1.3 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項等
- (3) 特別支援学校文化祭代替行事について
- (4) 美術館特別展「奈良・中宮寺の国宝展」

1.4 その他

教職員課長 辞退率の数値について再度訂正したい。小学校では約3%、高校では約8%、全体平均では約5%である。重ねてお詫び申し上げます。
なお、名簿登載者については、過去の辞退率を踏まえて決定しているものではなく、その年の受験者一人ひとりの状況を基に辞退の可能性を判断し、決定している。

1.5 次回教育委員会の開催日程について

伊東教育長 次回の定例会は、令和2年11月18日（水）午後1時30分から開会する。

1.6 閉会 午前10時58分

令和2年11月18日

署名委員

署名委員